

令和4年10月3日

お客様各位

筑後信用金庫

当座勘定規定の改定について

平素より、筑後信用金庫をご利用いただきありがとうございます。

令和4年11月4日を交換決済開始日となる電子交換所への移行に伴い、当座勘定規定（一般用）、当座勘定規定（専用約束手形口）、手形用法、小切手用法について下記のとおり改定させていただきます。

改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、よろしくお願ひ申し上げます

記

1. 改定日

令和4年11月4日（金）

2. 改定する規定

当座勘定規定（一般用）、当座勘定規定（専用約束手形口）、手形用法、小切手用法

3. 改定内容

当座勘定規定（一般用）

改正後	現行
<p>第7条(手形、小切手の支払)</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p><u>(2) 前記(1)の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。</u></p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p>第8条(手形、小切手用紙)</p> <p>(1)～(3)省略</p> <p><u>(4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないもの</u></p>	<p>第7条(手形、小切手の支払)</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</u></p> <p>第8条(手形、小切手用紙)</p> <p>(1)～(3)省略</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現 行
<p><u>や改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</u></p> <p><u>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p><u>(6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p><u>(7) 前記(6)の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p> <p>第16条(印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名 <u>(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)</u>を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙<u>(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)</u>を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前記(1)と同様とします。</p> <p>(3) 省 略</p> <p>(削除)</p>	<p><u>(4) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第16条(印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前記(1)と同様とします。</p> <p>(3) 省 略</p> <p>第29条(個人信用情報センターへの登録)</p> <p><u>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間(ただし、下記(3)の事由の場合のみ6か月間)登</u></p>

改正後	現 行
<p><u>第29条</u> (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p><u>第30条</u> (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p><u>第31条</u> (規定の変更)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">約束手形用法</p> <p>4. (1)金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2)金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入して下さい。</u></p> <p><u>(4)金額欄には、前記(2)または(3)に掲げる事項以外の記入は一切行わないで下さい。特になつ印や金額の復記が金額欄に重なる事がないようにして下さい。</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにして下さい。</u></p> <p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリ</p>	<p><u>録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとしません。</u></p> <p><u>(1)差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</u></p> <p><u>(2)手形交換所の取引停止処分を受けたとき</u></p> <p><u>(3)手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</u></p> <p><u>第30条</u> (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p><u>第31条</u> (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p><u>第32条</u> (規定の変更)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">約束手形用法</p> <p>4. (1)金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2)金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</u></p> <p>(新設)</p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。</p> <p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリ</p>

改正後	現 行
<p>アーバンド)などの余白部分(下図斜線部分)は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の復記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">為替手形用法</p> <p>5. (1)金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2)金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。</u></p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入して下さい。</u></p> <p><u>(4)金額欄には、前記(2)または(3)に掲げる事項以外の記入は一切行わないで下さい。特になつ印や金額の復記が金額欄に重なる事がないようにしてください。</u></p> <p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">小切手用法</p> <p>4. (1)金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2)金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。</u></p>	<p>アーバンド)などの余白部分(下図斜線部分)は使用しないでください。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">為替手形用法</p> <p>5. (1)金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2)金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</u></p> <p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">小切手用法</p> <p>4. (1)金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2)金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字してください。</p>

改 正 後	現 行
<p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入して下さい。</u></p> <p><u>(4)金額欄には、前記(2)または(3)に掲げる事項以外の記入は一切行わないで下さい。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なる事がないようにしてください。</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壱、弐、参、拾</u>など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。</p> <p>6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないでください。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	100	1,000	10,000														
漢数字	壹	壱	弍	弐	参	參	肆	泗	伍	陸	七	漆	質	八	捌	玖	玖	拾	仕	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

(その他) 金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱の上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

当座勘定規定（専用約束手形口）

改正後	現 行
<p>3条(本人振込) (1) 省 略 <u>(2) 当座勘定への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。</u></p> <p>7条(手形の支払) (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。 <u>(2) 前記(1)の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。</u> (3) 当座勘定の払戻しの場合には、当金庫所定の請求手続きをしてください。</p> <p>8条(手形用紙) (1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 <u>(2) 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</u> <u>(3) 手形用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を交付します。</u> <u>(4) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</u> <u>(5) 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u> <u>(6) 前記(1)の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>当座勘定規定（専用約束手形口）</p> <p>3条(本人振込) (1) 省 略 <u>(新設)</u></p> <p>7条(手形の支払) (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。 <u>(新設)</u></p> <p><u>(2) 当座勘定の払戻しの場合には、当金庫所定の請求手続きをしてください。</u></p> <p>8条(手形用紙) (1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 <u>(新設)</u></p> <p><u>(2) 手形用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を交付します。</u> <u>(3) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</u> <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現 行
<p>15条(印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、請求書、諸届け書類に使用された印影または署名 <u>(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含まず)</u>を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形として使用された用紙<u>(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含まず)</u>を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前記(1)と同様とします。</p> <p>(3) 省 略</p> <p>26条(手形交換所規則による取扱い)</p> <p>(1) この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。</p> <p><u>(2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条(1)にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。</u></p> <p><u>(3) 前記(2)の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>15条(印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、請求書、諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前記(1)と同様とします。</p> <p>(3) 省 略</p> <p>26条(手形交換所規則による取扱い)</p> <p>(1) この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>27条(個人信用情報センターへの登録)</p> <p><u>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間(ただし、下記(3)の事由の場合のみ6か月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとし</u></p>

改正後	現 行
<p><u>27条</u> (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p><u>28条</u> (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p><u>29条</u> (規定の変更)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">約束手形用法</p> <p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。</u></p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字</u>を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p><u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。</p> <p><u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリア</p>	<p><u>ます。</u></p> <p><u>(1) 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</u></p> <p><u>(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</u></p> <p><u>(3) 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</u></p> <p><u>28条</u> (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p><u>29条</u> (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p><u>30条</u> (規定の変更)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">約束手形用法</p> <p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壱、弍、参、拾</u>など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p>(新設)</p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。</p> <p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリア</p>

改正後	現 行
<p>ーバンド)などの余白部分(下図斜線部分)は使用しないでください。</p> <p>また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>ーバンド)などの余白部分(下図斜線部分)は使用しないでください。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	<u>6</u>	<u>7</u>	<u>8</u>	<u>9</u>	<u>10</u>	<u>100</u>	<u>1,000</u>	<u>10,000</u>
漢数字	壹	壹	弍	弍	弍	貳	貳	參	參	肆	肆	伍	伍
	陸	陸	七	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕	百
	陌	陌	千	千	任	任	阡	万	萬				

(その他) 金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。